

富山市交通安全対策協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、富山市交通安全対策協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、富山市における関係行政機関及び団体等が相互に緊密な連絡協調を図り、交通安全に関する対策及び活動を効果的に推進して、安全かつ平穏な市民生活を確立することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、その対策を推進する。

- (1) 交通安全運動及び啓発に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 高齢者交通事故防止に関すること。
- (4) 交通安全施設及び環境の整備に関すること。
- (5) その他この会の目的達成に必要な事項。

(組 織)

第4条 この会は交通対策の推進に関係ある行政機関及び団体の代表者等を委員として組織する。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 若干名

- 2 会長は富山市長をもってあてる。
- 3 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部 会)

第6条 この会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 交通安全運動部会
- (2) 交通安全教育部会
- (3) 高齢者交通事故防止部会

2 部会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 交通安全運動部会
交通安全運動の推進に関すること。
- (2) 交通安全教育部会
交通安全教育の推進に関すること。
- (3) 高齢者交通事故防止部会
高齢者交通事故防止の推進に関すること。

3 各部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

(会 議)

第7条 この会の会議は、総会及び部会とする。

- 2 総会は年1回以上開催し、会長がこれを召集する。
- 3 部会は、会長の承認を得て部会長が召集する。

(事務局)

第8条 この会の事務を処理するため、富山市防災危機管理部生活安全交通課に事務局を置く。

(補 足)

第9条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し、必要な事項は会長がこれを定める。

附 則 この会則は平成17年4月1日から施行する。

附 則 この会則は令和4年4月1日から施行する。(一部改正)